



令和元年12月20日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康 様

秩父広域市町村圏組合
水道事業経営審議会

会長 宇野二朗

水道料金体系の見直しについて（答申）

平成31年1月25日付け秩水経 - 第155号で、当審議会に対し諮問の
ありました、水道料金体系の統一に併せた料金改定について、次のとおり答申
します。

答申書

令和元年 1 2 月

秩父広域市町村圏組合

水道事業経営審議会

目 次

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会答申について	1
---------------------------	---

【答申に至った経緯】

1 料金統一について	3
2 料金算定方法と料金算定期間について	3
3 料金の改定率について	3
4 料金改定の時期について	4
5 料金体系について	4

【付帯意見】	6
--------	---

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会答申について

秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会では、管理者からの諮問を受け、平成31年1月から計8回にわたり審議会を開催いたしました。

審議会においては、統合後の水道事業の現状、事業計画、今後の財政見通しを踏まえ、経営環境に相応しい水道料金の改定率、料金体系などについて慎重に審議を行いました。

水道事業が、住民の生活をはじめ、経済活動に与える影響を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

1 料金統一について

秩父広域市町村圏組合水道事業においては、平成28年4月の事業統合前の各水道事業の料金体系を継続して採用しており、地域により水道料金の算出方法が異なる状況である。地域住民への公平性を考慮し、平成27年3月30日に締結した「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」（以下「統合に関する覚書」という。）第6条第1項の規定に従い、料金統一を実施されたい。

2 料金算定方法と料金算定期間について

秩父地域の水道普及率は99.2%となり、既存施設の維持、更新が主要な事業課題であることから、必要な資産維持費を計上し、適正な原価に基づき料金を算出する「総括原価方式」を料金算定方法として採用されたい。

料金算定期間については、経済情勢等の変化に対応できるよう、令和3年度から令和7年度までの5年間が妥当である。

3 料金の改定率について

事業統合以来、秩父地域水道事業広域化基本計画（以下「広域化基本計画」という。）に基づく広域化事業を重点的に実施するとともに、管路の耐震化等の運営基盤強化等事業についても、県補助金、一般会計出資金を活用し更新工事を実施している。このような施設整備事業を持続的に実施するためには、多額の資金を要し、事業の健全性を保つ必要がある。また、独立採算性の原則から、将来の水需要予測や財政収支予測に照らし必要となる経費は水道料金で賄う必要がある。

これらのことを踏まえると、料金改定率は平均17.91%の引き上げとすることが必要である。

4 料金改定の時期について

統合に関する覚書にもあるように、料金統一は統合後5年以内とされていること、広域化基本計画、老朽施設の更新事業・耐震化事業の必要性及び現在の経営状況から判断すると、改定時期は令和3年4月1日とすることが望ましいと考えるが、この状況を住民に公開し、理解を得ることが必要である。

5 料金体系について

水道事業の経費回収の安定性を確保するため、料金収入に占める基本料金の割合は30%以上に増加させることが望ましい。また、負担の公平を考慮すると、従量料金における逡増度は3倍未満に緩和し、基本水量制は廃止することが望ましい。

なお、基本料金割合の増加及び逡増度の緩和については、今回の料金改定以降、将来実施される料金改定においても、漸次進めていくことが望ましい。

【答申に至った経緯】

1 料金統一について

現在、水道料金は統合前の各水道事業で採用していた 4 種類の料金表により算定を行っている。また、これによる地域間の収入格差を解消するため、秩父市の料金体系を基準料金体系とし、横瀬町、小鹿野町においては不足する収入分を繰入金として水道事業会計に投入している状態である。

統合に関する覚書第 6 条第 1 項では「統合後 5 年以内に料金の統一を行うものとする。」ことを明記しており、地域住民の公平性を考慮した場合、規定に従い、料金統一を実施されたい。

2 料金算定方法と料金算定期間について

地方公共団体が運営する地方公営企業である水道事業は、独立採算制のもと、運営に必要な経費は受益者が負担する料金で賄うことが原則となっている。また、水道料金は、地方公営企業における料金の決定原則に従い、公正妥当かつ適正な原価に、適正な資産維持費を加えたものでなければならないとされている。この様な算出方法を総括原価方式といい、本審議会においてはこの方法に基づき料金水準を検討することとした。

秩父地域の水道普及率は、99.2%となり、既存施設の維持、更新が主要な事業課題となることから、必要な経費に将来の施設の更新を円滑に実施するための資産維持費を加えることを前提に検討を行った。

また、料金算定期間については、経済情勢等の変化に対応できるよう、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とした。以降、広域化基本計画の見直しにあわせ 5 年毎の料金の見直しを行うことが必要と考える。

3 料金の改定率について

将来の水需要予測、財政収支を考慮し料金の改定率を試算したところ、将来に渡り資金不足を生じさせないためには、平均改定率概ね 50%以上が必要と算定されたが、住民目線に立った、より現実的な改定率を検討するため、以下の 3 点を根拠とし改めて検討を行うこととした。

- (1) 料金算定期間内の各年度において、当年度純利益（黒字）を維持すること。
- (2) 料金算定期間最終年度において、内部留保資金を 12 億円以上確保できること。
- (3) 現在、最も低い料金水準である小鹿野町における負担感を軽減するため、小鹿野町における平均改定率が 50%以内であること。

資産維持費を構成する資産維持率については、将来の資金見通しを考慮した場合、1%が望ましいと考えられるが、料金改定率に及ぼす影響が多いため、定期的な料金見直しを実施することを前提に、0.25%を採用することとした。

総括原価方式を採用する場合、本来は長期前受金戻入相当額を総括原価から控除しない算定方法をとるが、当水道事業は平成28年度の発足以降、広域化施設整備事業に対し多額の費用を投じていることから、総括原価の大部分を占める減価償却費が急激に増加する見込みである。そこで、総括原価が急激に上昇する影響を緩和するためには、長期前受金戻入相当額を総括原価から控除して算定を行うこともやむを得ないと考える。この措置により、既存施設の更新財源が不足することになるが、これに充てる財源は企業債の発行を通じて補い、世代間の負担の公平を図りながら、着実に事業を進める必要がある。なお、この措置は、今回の見直しに限る措置であることに留意されたい。

以上のことから、現在の財務状況や、将来の財政推計を基に審議した結果、改定率は平均17.91%の値上げが必要であるとの結論に至った。

水道料金は地域住民の生活に直結する影響を及ぼすことから、料金値上げを行う場合は、社会状況等を十分に見極め、慎重かつ柔軟に判断すべきである。

4 料金改定の時期について

統合に関する覚書にもあるように、料金統一は統合後5年以内（令和3年4月1日）とされている。

また、各構成市町より繰入されている、高料金対策補助金及び広域化に伴う水道料金差額分補助金等については、令和2年度までが交付期限とされていることから、令和3年度以降は、財政状況の急激な悪化が見込まれる。今後も継続して実施する広域化基本計画、老朽施設の更新事業・耐震化事業についても多額の資金が必要となることから判断すると、改定時期は令和3年4月1日とすることが望ましいと考える。ただし、住民に対しては十分な周知期間を設け理解を得る必要がある。

5 料金体系について

料金体系は、受益者負担の原則から使用者に対して公平な費用の負担を求めるものであり、また、健全な経営ができるように経費回収の安定性を確保するものでなければならない。

一般的に水道料金については、水道の使用水量の有無に関係なく、固定的にかかる経費を賄う「基本料金」と、使用水量に応じてかかる経費を賄う「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用している。

これまでの秩父地域においても、固定費、変動費をそれぞれ、基本料金、従量料金から回収する二部料金制としており、合理的な料金徴収方法であることから、継続して採用することが望ましい。

また、秩父市以外の料金表においては、基本料金に一定の水量を付与する基本水量が設定されているが、利用者間の負担の公平を考慮した場合、基本水量を設定しないことが望ましい。

(1) 基本料金

水道事業は装置産業であり、費用の大部分は使用水量の多寡にかかわらず、必要となる固定費であるため、それらを基本料金で回収すると、使用水量が減少しても給水収益が大きく減少しない料金体系となり、安定した経営が可能になる。秩父地域においては、人口減少に伴う水需要の減少、これに伴う料金収入の減少は確実視されており、経費回収の安定性を確保するため、給水収益に占める基本料金の割合を増加させる必要がある。基本料金割合の増加については、今回の料金改定以降、将来実施される料金改定においても、漸次進めていくことが望ましい。

(2) 従量料金・逡増度

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平の観点からすると、単価は一律であることが望ましいとされている。しかしながら、当水道事業は、これまで逡増型料金体系を採用してきたことから、一律の単価とした場合、一般家庭等の少量使用者に対する負担が大きくなる。一方、逡増型料金体系は、多量使用者の水需要が減少した場合、従量料金単価の高い水量区分の収入が減少することになり、大きく給水収益の減少を招くことになるから、経営の安定を考慮した場合、逡増度を極力緩やかにすることが望ましい。逡増度の緩和については、今回の料金改定以降、将来実施される料金改定においても、漸次進めていくことが望ましい。

【水道局に対する付帯意見】

- (1) 水道料金の改定は、住民の生活、企業活動に多大な影響を及ぼすことから、水道料金の仕組み、財政状況、事業計画などの広報活動を継続して行い、水道料金についての住民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たす必要がある。
- (2) 水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水意識の定着により今後も厳しさを増していくことが見込まれる。将来の事業の安定と継続を考慮した場合、財政収支や料金設定の定期的な検討・見直しが必要である。
- (3) 今後も広域化基本計画を推進していく上で、資金の確保は重大な課題である。不足する資金に対しては企業債を充当することも必要であるが、世代間負担の公平と、後年負担が著しく高くないよう、建設投資額を調整するなどの措置が必要である。
- (4) 事業運営にあたっては、広域化によるメリットを最大限発揮することとし、更なる維持管理費の削減に努めること。また、技術革新や業務見直しによるコストダウンに不断の努力をもって取り組み、低廉な料金で、安心、安全な水の供給を安定的に行えるよう事業にあたる必要がある。
- (5) 国、埼玉県に対し、令和8年度以降の生活基盤施設耐震化等補助金の継続交付の要望を行うとともに、秩父地域の水源を活用した県営用水供給事業の創設、県内水道事業一本化の実現について研究を進める必要がある。

【各構成市町に対する付帯意見】

- (1) 今回の料金統一は大幅な改定となるため、構成市町において十分に調整を行い、必要に応じて、水道利用者の負担を軽減するための激変緩和措置を検討する必要がある。
- (2) 今回の大幅な改定により、地域の産業振興、雇用の維持に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、構成市町において十分に調整を行い、必要に応じて、多量使用者の負担を軽減するための激変緩和措置を検討する必要がある。